

学納金返金規程

●すでに納入された学納金は、原則として返金いたしません。

1. 以下の事由による欠席、休校、退学した分の学生納付金についても、一切返金いたしませんので、注意してください。

- (1) 天災、事故、感染症、交通機関のストライキや気象状況等で交通機関が止まる恐れがある時など、やむを得ない事情で授業を中止する場合
- (2) 一時帰国、または第三国に出国したのち、日本に再入国できなかった場合
- (3) 学生個人の危機管理、安全対策、健康その他の配慮判断によって、授業を欠席または退学した場合
- (4) 来日が遅れた場合
- (5) 法律違反をし、強制送還された場合や、学則の懲戒処分に則り退学になった場合

2. すでに納入された学生納付金は、原則として返金いたしません。以下に該当する場合は返金いたします。

(1) 入国前

- ①在留資格認定書交付後、日本大使館または領事館で入国査証(ビザ)の発給が拒否された場合、または日本入国を拒否された場合は、入学検定料、入学金及び送金手数料等を引いた残額を返金いたします。但し、入学許可書の返却と査証が発給されなかったことを確認できる書類、納付金の領収書などを提出できる場合に限りします。
- ②在留資格認定証明書交付後、入国査証申請を行わず、入学を辞退した場合、入学検定料、入学金及び送金手数料等を引いた残額を返金いたします。但し、入学許可書の返却と納付金の領収書などを提出できる場合に限りします。

(2) 入学後、進学のため退学する場合

- ①進学のため退学する場合、進学先の入学許可書を提出し、校長が認めた場合、退学届が受理された翌学期分の授業料から送金手数料を引いた金額を返金いたします。